

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書						
【提出先】	関東財務局長						
【提出日】	平成24年10月16日						
【会社名】	ポルトゥウィン・ピットクルーホールディングス株式会社						
【英訳名】	Poletowin Pitcrew Holdings, Inc.						
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小西 直人						
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号						
【電話番号】	03(5909)7911(代表)						
【事務連絡者氏名】	取締役管理部部長 山内 城治						
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号						
【電話番号】	03(5909)7911(代表)						
【事務連絡者氏名】	取締役管理部部長 山内 城治						
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式						
【届出の対象とした募集（売出）金額】	<table border="0"> <tr> <td>一般募集</td> <td>1,066,890,000円</td> </tr> <tr> <td>引受人の買取引受けによる売出し</td> <td>1,131,020,000円</td> </tr> <tr> <td>オーバーアロットメントによる売出し</td> <td>339,306,000円</td> </tr> </table>	一般募集	1,066,890,000円	引受人の買取引受けによる売出し	1,131,020,000円	オーバーアロットメントによる売出し	339,306,000円
一般募集	1,066,890,000円						
引受人の買取引受けによる売出し	1,131,020,000円						
オーバーアロットメントによる売出し	339,306,000円						
	<p>(注) 1 募集金額は、会社法上の払込金額（以下、本有価証券届出書において「発行価額」という。）の総額であり、平成24年10月5日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。</p> <p>ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。</p> <p>2 売出金額は、売出価額の総額であり、平成24年10月5日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。</p>						
【安定操作に関する事項】	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。</li> <li>2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。</li> </ol>						
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)						

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	440,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

（注）1 平成24年10月16日（火）開催の取締役会決議によります。

- 本募集（以下、「一般募集」という。）及び一般募集と同時に行われる後記「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の売出し（以下、「引受人の買取引受けによる売出し」という。）に伴い、その需要状況等を勘案し、132,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式の売出し（以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。  
オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
- 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。
- 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

平成24年10月24日（水）から平成24年10月29日（月）までの間のいずれかの日（以下、「発行価格等決定日」という。）に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

##### （1）【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当			
一般募集	440,000株	1,066,890,000	533,445,000
計（総発行株式）	440,000株	1,066,890,000	533,445,000

（注）1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。

- 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
- 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
- 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成24年10月5日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## （２）【募集の条件】

発行価格（円）	発行価額（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
未定 (注) 1、2 (発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とします。)	未定 (注) 1、2	未定 (注) 1	100株	自 平成24年10月30日(火) 至 平成24年10月31日(水) (注) 3	1株につき発行価格と同一の金額	平成24年11月5日(月)

(注) 1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件による需要状況等を勘案した上で、平成24年10月24日（水）から平成24年10月29日（月）までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に、一般募集における価額（発行価格）を決定し、併せて発行価額（当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受取る金額）及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は、前記「(1) 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を前記「1 新規発行株式」に記載の発行数で除した金額となります。

今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう、以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、手取金の使途、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう、以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.poletowin-pitcrew-holdings.co.jp/ir/news.html>）（以下、「新聞等」という。）において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 申込期間については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。なお、上記申込期間については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成24年10月23日（火）から平成24年10月29日（月）までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成24年10月24日（水）から平成24年10月29日（月）までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成24年10月24日（水）の場合、申込期間は「自 平成24年10月25日（木）至 平成24年10月26日（金）」

発行価格等決定日が平成24年10月25日（木）の場合、申込期間は「自 平成24年10月26日（金）至 平成24年10月29日（月）」

発行価格等決定日が平成24年10月26日（金）の場合、申込期間は「自 平成24年10月29日（月）至 平成24年10月30日（火）」

発行価格等決定日が平成24年10月29日（月）の場合、上記申込期間のとおり、となりますのでご注意ください。

4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

5 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。

6 申込証拠金には、利息をつけません。

7 株式の受渡期日は、平成24年11月6日（火）となります。

株式は受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

## (3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」に記載の金融商品取引業者及びその委託販売先である金融商品取引業者の本店及び国内各支店で申込みの取扱いをいたします。

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 新宿新都心支店	東京都新宿区西新宿一丁目6番1号
株式会社三井住友銀行 日本橋東支店	東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番12号
株式会社みずほ銀行 小舟町支店	東京都中央区日本橋小舟町8番1号

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

## 3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	352,000株	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、一般募集における価額（発行価格）と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
みずほインベスターズ証券株式会社	東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目10番30号	30,800株	
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	22,000株	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	22,000株	
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	13,200株	
計		440,000株	

## 4【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,066,890,000	13,000,000	1,053,890,000

(注) 1 引受手数料は支払われないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

2 払込金額の総額（発行価額の総額）は、平成24年10月5日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## (2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額1,053,890,000円については、全額を平成24年11月末までに短期借入金返済資金（返済予定総額：1,300,000,000円）に充当する予定であります。ただし、発行価格等の決定に伴う差引手取概算額の変動により残額が生じた場合には、上記に加えて、平成25年1月期中における関係会社投融資資金に充当する予定であります。

返済予定の短期借入金は、連結子会社であるポールトゥウィン株式会社及びPole To Win America, Inc.が、デバッグ・検証事業における海外展開強化を目的として平成24年10月10日付で実施したe4e Inc.グループ3社（注）の全株式及び出資持分取得にかかる資金について、当社が当該連結子会社に対する融資を目的として借り入れたものであります。なお、株式及び出資持分を取得した3社については、後記「第三部 追完情報 2 臨時報告書の提出」をご参照下さい。

関係会社投融資資金は、ポールトゥウィン株式会社及びPole To Win America, Inc.に対する融資資金に充当する予定であり、同社において、e4e Inc.グループより取得した子会社3社の運転資金にかかる融資を行う予定であります。

(注) e4e Business Solution (Europe) Limited (現Pole To Win Europe Glasgow, Ltd.)、e4e Tech Support (India) Private Limited (現Pole To Win India, Ltd.) 及びe4e Business Solutions USA, LLC (現Pole To Win America Hunt Valley, Inc.) の3社であり、各社は取得日付でそれぞれ商号を変更しております。

## 第2【売出要項】

## 1【売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）】

平成24年10月24日（水）から平成24年10月29日（月）までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に決定される引受価額にて後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金とします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	440,000株	1,131,020,000	東京都三鷹市 橋 民義 210,000株
			埼玉県さいたま市中央区 本重 光孝 210,000株
			東京都港区 小西 直人 20,000株

- （注）1 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、大和証券株式会社がオーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。  
オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
- 2 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。
- 3 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 4 売出価額の総額は、平成24年10月5日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## 2【売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）】

売出価格 （円）	引受価額 （円）	申込期間	申込 単位	申込証拠 金（円）	申込受付 場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受 契約の 内容
未定 (注)1、2 (発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とします。)	未定 (注)1、2	自平成24年10月30日(火)至平成24年10月31日(水) (注)3	100株	1株につき売出価格と同一の金額	右記金融商品取引業者及びその委託販売先である金融商品取引業者の本店及び国内各支店	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社  東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目10番30号 みずほインベスターズ証券株式会社  東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 S M B C日興証券株式会社  東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社  東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社S B I証券	(注)4

(注)1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件による需要状況等を勘案した上で、平成24年10月24日（水）から平成24年10月29日（月）までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に、売出価格を決定し、併せて引受価額（売出人が引受人より1株当たりの売買代金として受取る金額）を決定いたします。

今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、手取金の使途、引受人の買取引受けによる売出しの売出価格の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価格の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.poletowin-pitcrew-holdings.co.jp/ir/news.html>）（新聞等）において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 前記「1 売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）」の冒頭に記載のとおり、売出価格と引受価額とは異なります。売出価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 申込期間については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定ではありません。なお、上記申込期間については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成24年10月23日（火）から平成24年10月29日（月）までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成24年10月24日（水）から平成24年10月29日（月）までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成24年10月24日（水）の場合、申込期間は「自平成24年10月25日（木）至平成24年10月26日（金）」

発行価格等決定日が平成24年10月25日（木）の場合、申込期間は「自平成24年10月26日（金）至平成24年10月29日（月）」

発行価格等決定日が平成24年10月26日（金）の場合、申込期間は「自平成24年10月29日（月）至平成24年10月30日（火）」

発行価格等決定日が平成24年10月29日（月）の場合、上記申込期間のとおり、

となりますのでご注意ください。

4 元引受契約の内容

買取引受けによります。

引受手数料は支払われません。

ただし、売出価格と引受価額との差額は、引受人の手取金となります。

なお、引受人の手取金は前記「第1 募集要項 3 株式の引受け 引受けの条件」において決定される引受人の手取金と同一といたします。

各金融商品取引業者の引受株式数

金融商品取引業者名	引受株式数
大和証券株式会社	352,000株
みずほインベスターズ証券株式会社	30,800株
S M B C 日興証券株式会社	22,000株
三菱U F J モルガン・スタンレー証券株式会社	22,000株
株式会社S B I 証券	13,200株

- 5 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 6 申込証拠金のうち引受価額相当額は、受渡期日に売出人への支払いに充当します。
- 7 申込証拠金には、利息をつけません。
- 8 株式の受渡期日は、平成24年11月6日（火）であります。  
株式は受渡期日から売買を行うことができます。  
社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

## 3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	132,000株	339,306,000	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社

（注）1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、132,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式の売出しであります。上記の売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、手取金の使途、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.poletowin-pitcrew-holdings.co.jp/ir/news.html>）（新聞等）において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

## 2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 3 売出価額の総額は、平成24年10月5日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## 4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

売出価格（円）	申込期間	申込単位	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1	自 平成24年 10月30日(火) 至 平成24年 10月31日(水) (注) 1	100株	1株につき 売出価格と同一 の金額	大和証券株式会社及びその 委託販売先である金融商品 取引業者の本 店及び国内各 支店		

（注）1 売出価格及び申込期間については、前記「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」において決定される売出価格及び申込期間とそれぞれ同一といたします。

2 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

3 申込証拠金には、利息をつけません。

4 株式の受渡期日は平成24年11月6日（火）であります。

株式は受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1 株式会社東京証券取引所における市場変更について

当社普通株式は、本有価証券届出書提出日（平成24年10月16日（火））現在、株式会社東京証券取引所マザーズに上場されておりますが、平成24年11月6日（火）に株式会社東京証券取引所における市場変更を予定しております。

### 2 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、132,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式（以下、「貸借株式」という。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しの売出数を上限として、追加的に当社普通株式を取得する権利（以下、「グリーンシューオプション」という。）を、平成24年11月6日（火）から平成24年11月22日（木）までの間を行使期間として、当社株主より付与されます。

大和証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下、「申込期間」という。）中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成24年11月22日（木）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。（注））、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、グリーンシューオプションの行使を行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、大和証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借受け、当該株主から大和証券株式会社へのグリーンシューオプションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引は行われません。

（注）シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成24年10月24日（水）の場合、「平成24年10月27日（土）から平成24年11月22日（木）までの間」

発行価格等決定日が平成24年10月25日（木）の場合、「平成24年10月30日（火）から平成24年11月22日（木）までの間」

発行価格等決定日が平成24年10月26日（金）の場合、「平成24年10月31日（水）から平成24年11月22日（木）までの間」

発行価格等決定日が平成24年10月29日（月）の場合、「平成24年11月1日（木）から平成24年11月22日（木）までの間」

となります。

### 3 ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人である橘民義、本重光孝及び小西直人並びに当社株主である松本公三は、大和証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下、「ロックアップ期間」という。）中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等（ただし、引受人の買取引受けによる売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は、大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等（ただし、一般募集及び株式分割に係る新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

特に新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

- ・表紙に当社のロゴマーク



を記載します。

- ・表紙裏に以下の内容を記載します。

### 1．募集又は売出しの公表後における空売りについて

- (1) 金融商品取引法施行令第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」（以下、「取引等規制府令」という。）第15条の5に定める期間（有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間（ 1 ））において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場における空売り（ 2 ）又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ（ 3 ）の決済を行うことはできません。
- (2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り（ 2 ）に係る有価証券の借入れ（ 3 ）の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

- 1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成24年10月17日（水）から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成24年10月24日（水）から平成24年10月29日（月）までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。

- 2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

- ・先物取引
- ・国債証券、地方債証券、社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）、投資法人債券等の空売り
- ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

- 3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの（売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け）を含みません。

- 2．今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、手取金の使途、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（〔URL〕<http://www.poletowin-pitcrew-holdings.co.jp/ir/news.html>）（以下、「新聞等」という。）において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- ・表紙の次に、以下に掲げる「1 会社概要」から「3 事業の内容」までの内容をカラー印刷したものを記載します。

## 1

## 会社概要

P Pitcrew Holdings, Inc.



会社名	ポルトゥウィン・ピットクルーホールディングス株式会社
代表者	代表取締役会長 橋 民義 代表取締役社長 小西 直人
本店所在地	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
設立	2009年2月2日
資本金	7億1,240万円
事業内容	1. デバッグ・検証事業 2. ネット監視事業 3. その他
従業員数	連結1,055人（内正社員数 357人）

(平成24年7月末現在)

## 2

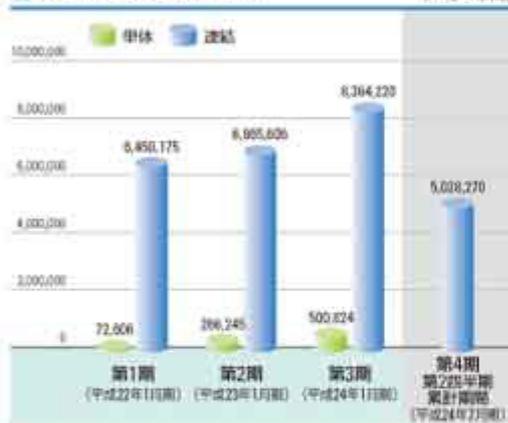
## 業績等の推移

P Pitcrew Holdings, Inc.



## 売上高及び営業収益

(単位：千円)



## 当期(四半期)純利益

(単位：千円)



## 経常利益

(単位：千円)



## 純資産額／総資産額

(単位：千円)



(注) 当社は、平成21年2月2日設立のため、第1期は平成21年2月2日から平成22年1月31日までの11ヶ月と27日であります。

## ▶ 主要な経営指標等の推移

(単位：千円)

期次	第1期	第2期	第3期	第4期第2四半期
決算半期	平成22年1月	平成23年1月	平成24年1月	平成24年7月
<b>(1) 連結財務諸表</b>				
売上高	6,450,175	6,865,606	8,364,220	5,028,270
経常利益	524,584	769,354	1,280,759	863,570
当期(四半期)純利益	217,351	381,703	651,890	450,155
包括利益又は四半期包括利益	—	—	652,145	448,500
純資産額	2,103,050	2,479,449	4,353,338	4,640,111
総資産額	2,941,182	3,535,717	5,415,903	5,967,000
1株当たり純資産額	(円) 11,631.92	13,710.07	1,022.87	—
1株当たり当期(四半期)純利益金額	(円) 1,202.16	2,111.19	172.02	105.77
潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額	(円) —	—	165.12	101.93
自己資本比率	(%) 71.5	70.1	80.4	77.8
自己資本利益率	(%) 10.9	16.7	19.1	—
株価収益率	(倍) —	—	14.5	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	257,171	612,281	803,893	458,773
投資活動によるキャッシュ・フロー	146,595	△114,782	△119,150	△127,828
財務活動によるキャッシュ・フロー	△34,096	△55,704	1,014,520	△167,840
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高	1,586,813	2,018,245	3,712,742	3,859,563
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人) 343 [466]	336 [473]	341 [540]	357 [594]
<b>(2) 提出会社の経営指標</b>				
営業収益	72,606	266,245	500,824	
経常利益	13,519	26,675	178,325	
当期純利益	12,648	25,725	134,240	
資本金	50,000	50,000	712,400	
発行済株式総数	(株) 180,800	180,800	4,256,000	
純資産額	1,669,026	1,694,752	3,050,736	
総資産額	1,723,440	1,770,539	3,084,265	
1株当たり純資産額	(円) 9,231.34	9,373.63	716.81	
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円) — (—)	570.00 (—)	38.00 (—)	
1株当たり当期純利益金額	(円) 69.96	142.29	35.42	
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円) —	—	34.00	
自己資本比率	(%) 96.8	95.7	98.9	
自己資本利益率	(%) 0.8	1.5	5.7	
株価収益率	(倍) —	—	70.3	
配当性向	(%) —	400.6	107.3	
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人) 4 [—]	4 [—]	5 [—]	

(注) 1. 売上高及び営業収益には、消費税等は含まれておりません。  
2. 当社は、平成21年2月2日設立のため、第1期は平成21年2月2日から平成22年1月31日までの11ヶ月と27日であります。  
3. 第1期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第2期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の放棄がありますが、当社は株式は未上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。  
4. 第1期及び第2期の株価収益率については、当社は株式は未上場であるため、記載しておりません。  
5. 第4期第2四半期における売上高、経常利益、四半期純利益、四半期包括利益、1株当たり四半期純利益金額、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローについては、第4期第2四半期連結累計期間の取組、純資産額、総資産額、自己資本比率、現金及び現金同等物の四半期末残高及び従業員数については、第4期第2四半期連結会計期間末の数値を記載しております。  
6. 当社は、平成23年7月13日付で株式1株につき20株の株式分割を行っております。

## 3

## 事業の内容

Pole To Win Holdings, Inc.



本書提出日現在

当社グループは、当社及び連結子会社14社により構成されております。

当社グループは、ソフトウェア・ハードウェアの品質向上をサポートするために不具合の検出を行うデバッグ・検証事業、インターネットの健全な成長をサポートするために様々なコンテンツに含まれる違法有害情報の検出や不正利用の検出を行うネット監視事業を主要な事業としております。

当社グループの顧客は、ゲームソフト開発企業、アミューズメント機器開発企業、ネット関連企業が中心となっており、製品・サービスの開発過程、製品の発売・サービス開始後の運用過程において、当社グループのサービスが使用されております。

## 【当社グループの特徴について】

当社グループは、顧客の業務プロセスのIT化、システム化が進む中、最終的に「人」によるチェック、テスト、監視や審査が必要な事業領域に対してサービスを提供しており、現在においては、ゲーム業界及びインターネット業界を主たる事業領域としております。日本初の「デバッグ・検証」と「ネット監視」の専業事業者としての実績と顧客基盤を有し、ゲーム業界とインターネット業界の垣根が低くなる中、当社グループ間の連携により、相互の顧客に対して、スマートフォン向けアプリ・ゲームに対するデバッグとユーザーサポートの共同サービス提案等を行っております。

デバッグ・検証事業においては、平成21年から北米での現地サービスを展開し、支店の開設及び海外企業の買収により、北米・欧州・アジア市場へのグローバル展開を進めております。また、ネット監視事業においては、設立以来、日々進化し続けるインターネット環境の中に発生する違法有害情報、不正利用に対して、インターネットの健全な成長のためのサポートソリューションを開発し続け、平成22年から有人監視とシステム監視を併用し、精度と効率を向上させるサービス開発を行っております。

当社グループの事業における位置付け及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。

セグメントの名称	主な事業の内容	会社名
デバッグ・検証事業	ソフトウェア・ハードウェアの品質向上をサポートするために不具合の検出を行う事業	ポルトゥウィン株式会社 株式会社猿楽庁 Pole To Win America, Inc. ポルトゥウィンネットワークス株式会社 Pole To Win Asia Pte. Ltd. Pole To Win Europe Glasgow, Ltd. Pole To Win India, Ltd. Pole To Win America Hunt Valley, Inc. 上海申発軟件有限公司
ネット監視事業	インターネットの健全な成長をサポートするために様々なコンテンツに含まれる違法有害情報や不正利用の検出を行う事業	ビットクルー株式会社 ポータルサイト株式会社
その他	市場調査、出版・メディアに関する事業	株式会社第一総合研究所 株式会社第一書林 iMAid株式会社
—	グループの統括管理	ポルトゥウィン・ビットクルーホールディングス株式会社

(注) 1 ポルトゥウィン株式会社は、ポルトゥウィンネットワークス株式会社及びPole To Win Asia Pte. Ltd.において、平成24年7月6日付で全株式を取得し、子会社化しております。

2 Pole To Win Europe Glasgow, Ltd.、Pole To Win India, Ltd.及びPole To Win America Hunt Valley, Inc.の3社について、平成24年10月10日付で全株式及び出資持分を取得し、子会社化するとともにe4e Business Solution (Europe) Limited. e4e Tech Support (India) Private Limited及びe4e Business Solutions USA, LLCから、それぞれ商号変更しております。

3 iMAid株式会社については、平成24年9月7日付でポルトゥウィン株式会社の子会社として設立しておりますが、事業については開始しておりません。

各事業の詳細は、次のとおりであります。

## (1) デバッグ・検証事業

デバッグ・検証事業は、ポルトゥウィン株式会社、株式会社猿楽庁、Pole To Win America, Inc.、ポルトゥウィンネットワークス株式会社、Pole To Win Asia Pte. Ltd.、Pole To Win Europe Glasgow, Ltd.、Pole To Win India, Ltd.、Pole To Win America Hunt Valley, Inc.、上海申発軟件有限公司が行っております。デバッグ・検証とは、顧

客企業の制作するゲーム等ソフトウェアのプログラムが設計・仕様どおりに動作するか、意図しない現象が発生する等の不具合がないかを確認する作業を指しております。

近年は家庭用ゲーム機をはじめ、携帯ゲーム機及びスマートフォンにおいても、ハードウェアの高機能化、ユーザー層拡大によるジャンルの多様化に伴い、そのソフトウェア開発も複雑化が進んでおります。一般的にプログラムが複雑になるほど、制作者の意図しない現象や不具合の発生率は高くなりますが、消費者市場に送り出された後の製品に不具合が判明することは、その対応に費用・時間を要するのみならず、その企業が築き上げてきた信頼を失うことにもなりかねません。

そこで、開発企業は品質保持、向上の観点からも製品を発売する前に設計のミス、プログラミングにおける不具合の検出を行う必要が出てきます。ポルトゥウィン株式会社は、デバッグアウトソーシングのパイオニアとして、日本全国の顧客企業に迅速に対応するため、そして広く優秀な人材を確保する観点から、全国主要都市9ヶ所（名古屋本社、東京オフィス、東京中野スタジオ、上野スタジオ、福岡スタジオ、京都スタジオ、札幌スタジオ、大阪スタジオ、横浜スタジオ）に事業所を展開しております。

また、国内企業の海外展開のサポートに加えて、現地企業の開拓を積極的に推進するため、ポルトゥウィン株式会社では、米国カリフォルニア州を拠点とした現地法人（Pole To Win America, Inc.）の設立を皮切りに、現在では英国、シンガポール、インドに現地法人を設置しております。

本事業においては、主に以下の3つのサービスを提供しております。

- ①デバッグサービス
- ②検証サービス
- ③翻訳サービス



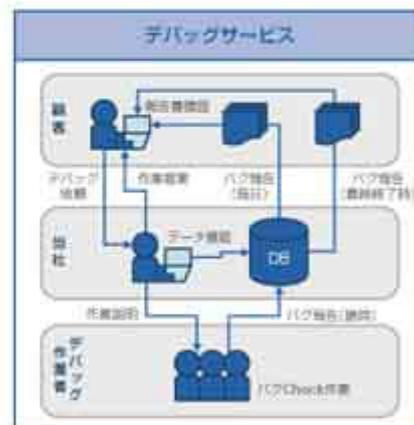
デバッグ・検証事業

#### ①デバッグサービスについて

デバッグサービスでは、主として家庭用ゲーム、スマートフォン向けアプリ・ゲーム、モバイルコンテンツ、スマートフォンやタブレットPC用コンテンツ、PCソフト、パチンコ・パチスロ機器等に関するデバッグサービスを展開しております。顧客企業からデバッグ依頼を受け、当社にてバグがないかチェックを行い、その結果を報告しております。

本サービスでは、例えばゲームに登場するキャラクターの動きやゲーム画面に表示されるテキストに誤字・脱字、文字化けが発生しないか、音声との整合性等プログラムの処理に異常が発生しないか、動作チェック、表示チェック、リンクチェックや課金が正常に行われるか等のチェックをします。

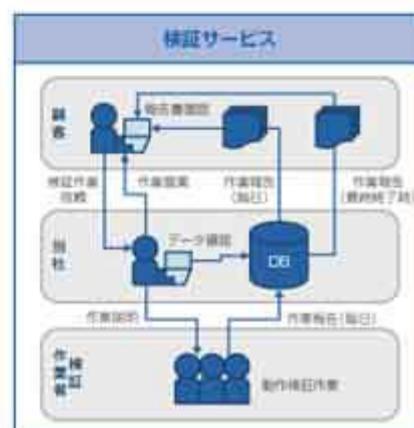
また、デバッグサービスに付随してゲームをより面白く、やり応えのあるものに仕上げるために、ゲームの流れ、サウンド、グラフィックや難易度のバランスについて、感想の集約や分析を行うチューニングサービスも株式会社猿楽行において提供しております。



#### ②検証サービスについて

検証サービスでは、主としてIT家電に関するサービスを展開しております。顧客企業から検証依頼を受け、当社にて動作検証作業を行い、その結果を報告しております。

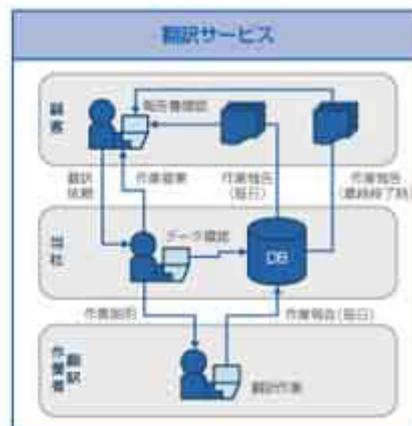
日々進化するIT製品やシステム開発では、プログラム量は年々増大、複雑化しており、以前にも増して製品の開発工程における品質管理が重要になっております。開発中のIT家電、携帯電話、車載情報機器等における不具合検出及び動作確認のため、第三者の視点でテストし、テスト計画から設計・実行までテストの全工程をカバーし、顧客企業の製品の品質向上をサポートするサービスを提供しております。



### ④ 翻訳サービスについて

翻訳サービスでは、主として家庭用ゲーム、モバイルコンテンツやPCソフトに関する翻訳サービスを展開しております。顧客から翻訳依頼を受け、当社にて翻訳作業を行い、その結果を報告しております。

急速に進展する産業のグローバル化、海外取引の急増につれ、海外で通用する高品質な翻訳の需要は年々高まっております。ゲームの魅力、面白さを海外のユーザーに伝えるには正確な翻訳だけでは十分とはいえません。ゲームの世界観、登場キャラクターの個性、ゲーム内の用語等を十分に理解し、ゲームの良さを最大限に引き出す、製品のローカライズプロセスを熟知した翻訳者による対応サービスとして、インゲームテキスト、取扱説明書、Webサイト、バグ報告書、企画書、仕様書等の翻訳を行っております。



## (2) ネット監視事業

ネット監視事業は、ピットクルー株式会社、ポートサイド株式会社が行っております。同事業は、顧客企業がインターネットサイトを完全に運営し、エンドユーザーが安心して利用できるように、インターネットサイト上の違法有害情報や不正利用を検出・排除しております。

インターネットは非常に便利な社会インフラとなる一方、インターネット上には、違法広告、出会い行為、児童ポルノ、学校裏サイト等、社会的問題となる利用も増加傾向にあります。また、インターネットは国境のない空間であり、海外からの知的財産権侵害も増え、偽ブランド売買等の商標権侵害、動画投稿サイトにおける著作権侵害も増加しております。そこで、インターネット事業者においてはネット広告審査体制、投稿者管理体制の構築や不正ID停止、不正アクセスの遮断、教育委員会・学校においては学校裏サイト調査、知的財産権保持者においてはネット上における権利侵害調査等を行う必要が生じております。

ピットクルー株式会社は、インターネットを見守るリーディングカンパニーとして、広く優秀な人材を確保し、また各種リスク分散のため、全国主要都市7ヶ所（東京本社、新宿オフィス、中部サポートセンター（愛知県名古屋市中区）、札幌サポートセンター、岐阜サポートセンター、北九州サポートセンター、関西営業所）に事業所を展開してネット監視を行っております。投稿監視はもとより、インターネット上の広告審査サービス、不正利用検出、知的財産権侵害の調査監視を行っております。スクールネットパトロールは、青少年のネット利用問題に対する取り組みとして、これまで全国17自治体より公立学校約7,800校を対象とした調査を受託しており、同サービスの調査結果を書籍として出版も行っております。また、行政機関、業界団体からの各種ネット調査業務を受託し、これまでの監視ノウハウを多方面へ展開しております。

平成22年7月に設立されたポートサイド株式会社では、システムによって不正アクセス・不正ID利用等を検知・遮断するシステム開発、及び画像、動画検索技術の実用化開発を進めており、ネット系銀行への不正口座開設検知システムの提供等を行っております。

本事業においては、主に以下の2つのサービスを提供しております。

- ① ネット監視サービス
- ② ユーザーサポートサービス



ネット監視事業

### ① ネット監視サービス

ネット監視サービスでは、主としてインターネットサイト監視に関するサービスを展開しております。各種インターネットサイトを運営する顧客企業から監視依頼を受け、当社にて監視を行い、掲載、削除の対応、監視結果の報告を行っております。

顧客企業が運営するインターネット上の掲示板・ブログ・SNS等に投稿されるテキスト、画像、動画や、電子商取引における不正情報等を、顧客企業のコンセプトに沿った判断基準にて、24時間365日、有人でリアルタイムに監視し、判断基準に反する投稿に対して「削除、非公開」等の対応を行います。また、システムにより、インターネットサイトへのアクセスの不正度合判定を行うサービスも提供しており、有人、システムによる監視を組み合わせ、より精度と効率の高い監視を行える体制を構築しております。

ネット監視サービスには、当業務に派生する以下の業務も含まれております。

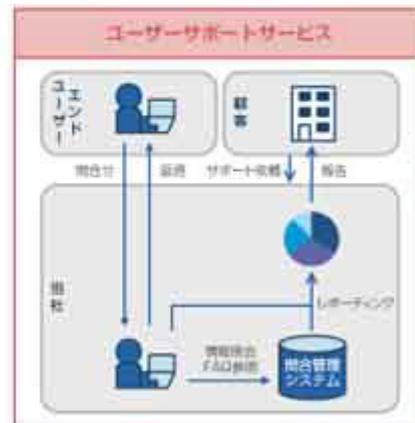
- a. スクールネットパトロールサービス……教育委員会、各学校の依頼に基づき、学校裏サイトの調査・監視分析報告を行うとともに、青少年、保護者、先生方に対するネット利用啓発を行うサービスを提供しております。
- b. 広告審査サービス……顧客企業が不適切なインターネット広告を掲載することにより、エンドユーザーとのトラブルになることを回避するために、インターネット上の広告についても審査をすることが求められており、広告媒体となる顧客企業に代わり、広告主企業の調査、広告内容の審査を代行するサービスを行っております。
- c. ネット調査サービス……不特定多数の人が投稿する掲示板やブログ・オークションサイトでは、情報の拡散が早く、知的財産権侵害、投稿状況の調査、対策が必要となります。当サービスでは、インターネットサイトを巡回し、顧客企業の知的財産権侵害、商品・サービスに関する投稿状況（評判、情報漏洩等）を調査、報告するサービスを提供しております。
- d. サーバー監視サービス……サーバーの稼働状況について、ツールによる監視に加え、24時間人の目でダブルチェックを行うサービスを提供しております。



### ② ユーザーサポートサービス

ユーザーサポートサービスでは、主としてゲーム等のソフトウェア・ハードウェア、インターネットコンテンツ利用者に対する電話、メールサポート等を行っております。これらの製品、サービスを取り扱う顧客企業からユーザーサポート依頼を受け、当社にてユーザーサポートを行い、その結果を報告しております。

携帯電話事業者の公式サイトやスマートフォン向けアプリ・ゲームの運営では、ユーザーサポート窓口を設けることが必要であり、デバッグサービスやネット監視サービスと連携して想定回答の作成を行うことにより迅速な対応を行っております。

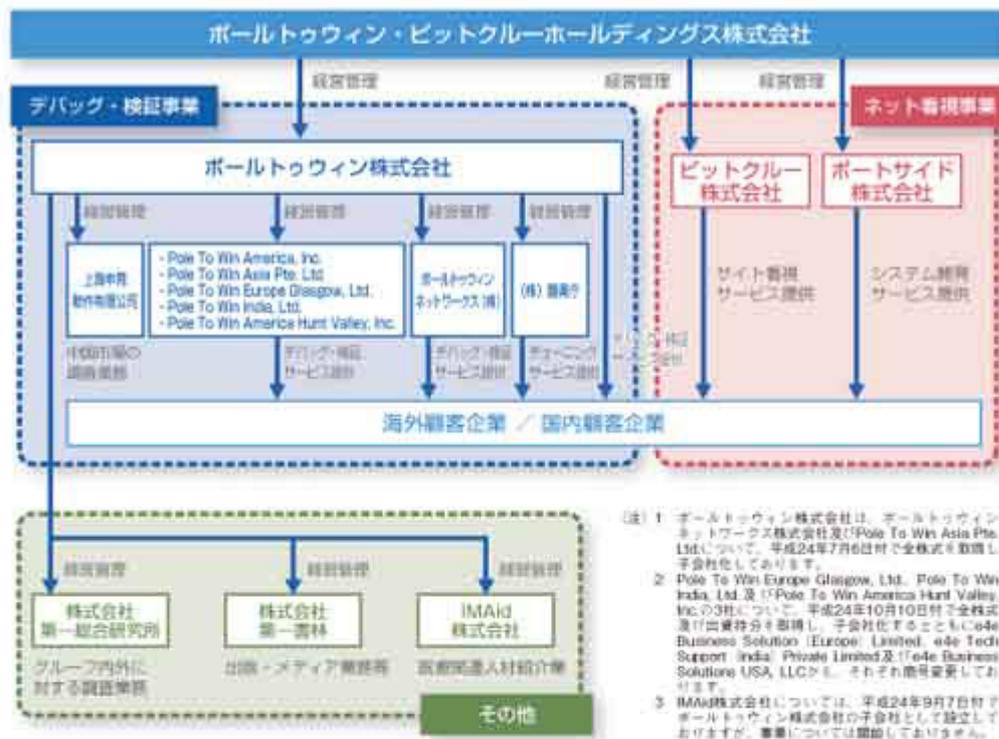


### (3) その他

その他の事業は、株式会社第一総合研究所、株式会社第一書林が行っております。グループ企業内外からの各種調査業務、出版・メディアに関する業務を行っております。

## 【事業系統図】

本書提出日現在



## 【事業拠点】

本書提出日現在



(注) 現時点において、上記のうち、上海申発軟件有限公司については前掲のアジア圏間にかかる現地市場調査等を行っております。

・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

（株価情報等）

### 1【株価、P E R 及び株式売買高の推移】

平成23年10月26日から平成24年10月5日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移（週単位）は以下のとおりであります。

なお、当社株式は、平成23年10月26日をもって株式会社東京証券取引所に上場いたしましたので、それ以前の株価、P E R 及び株式売買高について該当事項はありません。



（注）1 ・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。

- ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
- ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。

2 P E R の算出は、以下の算式によります。

$$P E R（倍） = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益}}$$

- ・平成23年10月26日から平成24年1月31日については、平成23年9月21日提出の有価証券届出書の平成23年1月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を20で除した数値を使用（平成23年7月13日付で株式1株につき20株の株式分割を行っているため、）。
- ・平成24年2月1日から平成24年10月5日については、平成24年1月期有価証券報告書の平成24年1月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

## 2【大量保有報告書等の提出状況】

平成24年4月16日から平成24年10月5日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出状況は、以下のとおりであります。

提出者（大量保有者） の氏名又は名称	報告義務発生日	提出日	区分	保有株券等の 総数（株）	株券等の保有 割合（％）
松本 公三	平成24年4月22日	平成24年4月27日	変更報告書	304,060	7.14

（注） 上記大量保有報告書等は東海財務局に、また大量保有報告書等の写しは当社普通株式が上場されている株式会社東京証券取引所に備置され、一般の縦覧に供されております。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第3期）及び四半期報告書（第4期第2四半期）（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成24年10月16日）までの間において変更及び追加すべき事項が生じております。以下の内容は当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については、\_\_\_\_\_ 〆で示しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は以下「事業等のリスク」に記載した事項を除き本有価証券届出書提出日（平成24年10月16日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

#### [ 事業等のリスク ]

本有価証券届出書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成24年10月16日）現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 環境について

##### 市場動向について

当社グループは、デバッグ・検証事業においてはゲームソフト市場及びパチンコ・パチスロ等のアミューズメント機器市場を主たる事業領域とし、ネット看視事業においてはインターネット関連サービス市場を主たる事業領域としており、当社グループの事業はこれら市場動向の影響を受けております。また、これら各市場については、ゲームソフトにおけるオンライン展開等の拡大、ソーシャルメディア及びソーシャルアプリ等の普及等もあり、近年においてその関連は強まっているものと認識しております。

なお、当社グループにおいては、これらの市場動向を踏まえて、既存事業の強化と新たな顧客ニーズ等の取り込みを図るとともに、両事業間における連携強化を図ること等により事業拡大等を推進していく方針であります。しかしながら、当社グループにおいては、各市場動向の影響を受ける可能性があるとともに、事業間における十分なシナジーが発揮できなかった場合には、当社が想定する事業展開に支障が生じ、結果として、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

##### 競争激化の可能性について

当社グループは、デバッグ・検証事業及びネット看視事業ともに業界の先駆者として、設立以来、多く顧客企業との取引実績を有しており、これら業務においてノウハウの蓄積及びサービスの多様化等を図り、他社との差別化に努めております。

しかしながら、当社グループが事業領域とする両業界においては複数の企業が事業参入しており、これら企業との競合が生じております。特に、ネット看視事業に関しては、新規参入企業も多く一部において価格競争が激しくなる傾向にあり、市場拡大に伴い更なる新規参入増加が生じる可能性もあります。

当社グループの今後の事業展開において、競争激化に対して十分な差別化が図られなかった場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

##### アウトソーシング業務の需要について

当社グループは、デバッグ・検証事業においてはソフトウェア開発会社等を、ネット看視事業においてはインターネットサイト運営企業等を、それぞれ主たる顧客層として各種アウトソーシングサービスを提供しております。

従来、当社グループが行う業務は、顧客企業内において行われておりましたが、専門性を有する人材育成やノウハウ蓄積等を自社で行うことの限界、製品・サービスの品質向上・充実等のための経営資源及び人的資源の集中、コスト低減や業務の効率化等を図る目的から、近年においてアウトソーシングによる業務運営が広く浸透しているものと認識しております。

当社グループは、今後も顧客企業等におけるアウトソーシング業務の需要は維持・拡大していくものと認識しており

ますが、将来を予測するには不透明な部分もあり、顧客企業等におけるアウトソーシング業務の需要が拡大しない若しくは減少した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、顧客企業の業務プロセスに関して一定のシステム化進展が生じた場合でも、最終的に「人」によるチェック、テスト、看視又は審査等に係るアウトソーシング業務は必要となるものと考えております。しかしながら、技術進歩その他により当社グループが提供する業務サービスの一部について需要が減少する可能性は否定できず、その場合には当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## (2) デバッグ・検証事業について

### 業務請負者（個人事業主）の活用について

デバッグ・検証事業におけるデバッグ業務等の実務は、当社グループの管理者が作業計画等を策定した上で、当社グループに登録する業務請負者（個人事業主）を活用することにより遂行しており、業務の多くをこれら人材に依存しております。業務請負者とは、適正な運用を確保するために必要と考えられる契約等の整備や運用体制の構築等を行っており、また、各拠点において人材の十分な確保に努めております。しかしながら、今後において、何らかの要因により当該業務運営に支障が生じた場合又は登録人材の不足が生じた場合には、当該事業における業務遂行及び受注活動に影響が生じ、当社グループの事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### サービス品質及び瑕疵担保責任について

デバッグ・検証事業は、主として顧客企業が開発したソフトウェア等のデバッグ及び検証業務を受託しております。顧客企業は、一般に、当社グループによるサービス提供の完了後において、ソフトウェア等の最終検査を独自に実施した上で製品を発売しておりますが、製品発売後において不具合が発生する場合があります。

当社グループの受託案件において、製品発売後における不具合発生が増加した場合、当社サービス品質の信頼性低下等が生じる可能性があり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社グループは顧客企業に対して、（ ）一般にソフトウェア等から不具合を完全に除去することはできないこと、（ ）当事業サービスは不具合の発見に注力するものであり、製品の品質そのものを保証するものではないこと、の二点について事前に十分な説明を行うよう努めており、契約上も一定の免責条項等を規定しております。しかしながら、何らかの事情により瑕疵担保責任或いは損害賠償責任の追及を受ける可能性を否定できず、この場合には当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### 海外展開について

デバッグ・検証事業においては、国内ゲームソフト企業のグローバル展開への対応及び海外企業への展開等を図る計画を有しており、国内以上に大きなゲームソフト市場の存在する海外へのサービス展開が、持続的成長を遂げるために必要な経営課題として認識しております。なお、これまでに平成21年5月に米国現地法人であるPole To Win America, Inc.を子会社として設立しており、また、平成23年8月には、英国ロンドンに当該子会社の欧州支店を開設しております。加えて、M & Aの実施により、平成24年7月にはPole To Win Asia Pte. Ltd.（シンガポール）を、平成24年10月にはPole To Win Europe Glasgow, Ltd.（英国）、Pole To Win India, Ltd.（インド）及びPole To Win America Hunt Valley, Inc.（米国）の3社を子会社化しております。

当社グループは、国内企業の海外展開のサポートに加えて、現地企業の開拓を積極的に推進していく方針でありますが、海外においては、地域によりデバッグ業務・サービス等の形態も一部異なっていることから、今後における事業展開が当社グループの想定どおりに推移しない可能性があります。また、現地における各種法規制を受ける可能性や事業展開する地域の市場動向又は為替変動等の影響を受ける可能性があり、その場合には当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## (3) ネット看視事業について

### インターネットにおける規制等の動向について

近年、インターネット業界においては各種の法的規制が生じており、その多くは通信事業者やサイト運営事業者等に対して適正な運営を促すものであります。例えば、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（以下、「青少年ネット規制法」という）は、青少年がインターネットを通じて有害な情報に触れることなく、適切な形でインターネット利用できることを目的としており、各携帯電話キャリアに対しては保護者が申し出ない限りは未成年者の使用端末にコンテンツフィルタリングサービスを提供することを、インターネット接続業者にはコンテンツフィルタリングサービスの普及に努めることを、サイト管理者には有害情報が含まれる際には未成年者の閲覧を防ぐ措置をとることをそれぞれ義務付けております。

これらの法的規制は、当社グループの事業活動自体を規制するものではなく、今後において新たな法令制定等が生じた場合には顧客企業における対応のための新たなサービス需要等が生じる可能性があります。一方で顧客企業の事業が

何らかの制限を受けることとなった場合又は当社グループの事業が法的規制を受けることとなった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### 臨時従業員の確保について

当事業では、作業実務の多くを臨時従業員によって行っており、相応規模の作業人員確保を継続して実施していく必要があります。人材の確保及び育成には万全を期しておりますが、何らかの理由で人員確保等が困難となった場合は、当社グループの円滑な業務の遂行及び受注活動に支障が生じ、事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### システムダウンや不具合について

ネット看視事業では、顧客からの委託に基づき24時間365日体制でサービスを提供しております。そのため障害発生や障害の兆候が見受けられる場合は、速やかに委託元であるクライアントの担当者に通知する体制を整えております。しかしながら、当社が運営代行するインターネットサービスは全て通信ネットワークに依存しており、自社設備や第三者が所有し運営する通信設備等のインターネット接続環境が良好に稼働することが前提であります。サーバー、回線の二重化、冗長化等の対策をしておりますが、災害や事故等により通信ネットワークが切断された場合、コンピュータウイルスによる被害があった場合、外部から不正アクセス等があった場合、または、運営代行するインターネットサービス自体が何らかのトラブルで稼働停止した場合は、委託された業務の継続ができなくなる可能性があります。また、障害や通信ネットワークの切断の原因が当社にあった場合は、顧客企業からの信頼度が低下する可能性があり、その結果、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### 大手顧客への依存度について

ネット看視事業においては、基本的に集客力のあるサイトを運営する顧客への売上が全体に占める割合は大きく、平成24年1月期（平成25年1月期第2四半期（累計））においては、当該事業の売上高上位5社への売上が当該事業全体の50.7%（46.1%）を占めております。何らかの理由により、当該大手顧客におけるサービス停止や終了、又は当社グループへの業務委託が解消又は縮小された場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (4) 労働者派遣法による規制について

当社グループのデバッグ・検証事業及びネット看視事業は、一部において実務作業者の人材派遣業務を行っており、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」に基づく厚生労働大臣の「一般労働者派遣事業」の許可を事業所ごとに取得しており、同法の規制を受けております。

当社グループにおいては、法令遵守を徹底し事業を運営しておりますが、万一法令違反に該当するような事態が生じた場合、顧客企業からの信頼度が低下する等の可能性があり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (5) 情報漏洩リスクについて

当社グループのデバッグ・検証事業においては発売前のゲームソフト等に関する機密情報を、ネット看視事業においては一部個人情報を含むインターネットサイト等に関する機密情報を、それぞれ取り扱っており、これらの情報に関しては高い水準の情報管理体制の構築及び運用が求められております。

当社グループにおいては、顧客企業の機密情報が外部に漏洩することのないよう、当社グループ関係者等との間で秘密保持契約を締結するとともに、研修等における守秘義務の重要性の理解促進及び情報漏洩防止の徹底を図っており、また、設備面においても入退室管理システムや監視カメラ設置等の諸施策を講じております。

しかしながら、当社グループにおいて、業務上知り得た機密情報等について何らかの要因により外部への流出等が生じた場合には、顧客企業からの信頼を著しく低下させ、当社グループの事業運営、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (6) 当社グループの事業体制について

##### 特定の取締役への依存について

当社代表取締役会長である橘民義及び取締役である本重光孝は、当社グループ創業以来の事業の推進者であり、当社グループの事業運営における事業戦略の策定や業界における人脈の活用等に関して、重要な役割を果たしております。また、当社代表取締役社長である小西直人は、ピットクルー株式会社の代表取締役社長を兼任するほか、当社グループの経営管理全般を統括する重要な人材であります。

当社グループは、これら取締役3名への過度な依存を回避すべく、経営管理体制の強化、経営幹部職員の育成、採用を図っておりますが、現時点において各氏に対する依存度は高い状況にあると考えております。今後において、何らかの理

由により各氏の当社グループにおける業務遂行の継続が困難となった場合、当社グループの事業運営等に影響を及ぼす可能性があります。

#### 経営管理体制について

当社は平成21年2月にポルトゥウィン株式会社とピットクルー株式会社による共同株式移転の方法で設立しており、この経営統合により、将来においても競争力のある企業集団として発展・成長していくことを目指しております。当社グループにおいては、現在の体制になって間もないこともあり、適宜適切な人員体制の強化を推進していく方針であります。グループにおける経営管理体制が十分に機能しなかった場合は、当社グループの事業運営等に影響を及ぼす可能性があります。

#### 人材の確保及び育成について

当社グループは、今後における事業拡大を図るため、継続した人材の確保が必要であると考えており、優秀な人材を適切に確保するとともに、人材の育成に努めていく方針であります。しかしながら、優秀な人材の確保が計画通り進捗しない又は在籍する人材の多くが流出する等の状況が生じた場合には、競争力の低下や事業拡大の制約要因が生じる可能性があります。当社グループの事業運営、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (7) M & Aについて

当社グループは、既存事業の強化、グローバル展開の加速及び新たな事業領域への展開等を目的として、国内外におけるM & Aを事業展開の選択肢の一つとして考えております。

M & Aを行う際には、対象企業の財務内容や契約関係等について、弁護士・税理士・公認会計士等の外部専門家の助言を含めたデューデリジェンスを実施すること等により、各種リスク低減に努めております。しかしながら、対象案件の性質上、時間的制約等から十分なデューデリジェンスの実施が困難となる場合があり、買収後において偶発債務の発生や未認識債務又は瑕疵等が判明する可能性があります。

また、M & Aによる事業展開においては、当社グループが当初想定したシナジーや事業拡大等の効果が得られない可能性があることに加えて、新規事業領域に関しては、M & Aによりその事業固有のリスク要因が加わる可能性があります。これらに加えて、子会社化後の業績悪化やのれんの償却又は減損等により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、平成25年1月期中におけるM & A実施案件は以下の通りであります。各子会社については当社グループとして子会社化より間もない又は事業が開始されていないものであり、当社グループとしての経営管理の不備や事業環境の変化等により、各社の今後の事業展開について当社グループの想定通りに推移する保証はありません。

#### ポルトゥウィンネットワークス株式会社及びPole To Win Asia Pte. Ltd.の子会社化について

当社グループは、平成24年7月において、株式会社ウインライトより、同社のコンテンツデバッグ事業（同事業の新設分割により設立されたポルトゥウィンネットワークス株式会社）及び同社子会社であるWinlight Singapore Contents Management Pte. Ltd.（平成24年7月にPole To Win Asia Pte. Ltd.に商号変更）の全株式を取得（取得価額：計71百万円）し、連結子会社としております。

これは、主にモバイルコンテンツ分野におけるデバッグ業務強化等を目的としたものであり、当該2社を当社グループに取り込むことにより、同分野の強化を推進していく方針であります。

#### e4e Inc.グループのInteractive Entertainment（IE）事業部門の取得について

当社グループは、平成24年10月において、海外における事業拡大のため、e4e Inc.グループにおいてIE事業（デバッグ、ローカライズ、ユーザーサポートサービス等）を行う、e4e Business Solution (Europe) Limited, e4e Tech Support (India) Private Limited及びe4e Business Solutions USA, LLCの3社の全株式及び出資持分を取得（取得価額：計18百万US\$・約1,400百万円）し、子会社化しております。（当該3社は、取得と同時に、Pole To Win Europe Glasgow, Ltd., Pole To Win India, Ltd.及びPole To Win America Hunt Valley, Inc.に、それぞれ商号変更を行っております。）

これは、上記3社の既存顧客である海外有力ゲームソフト会社を当社グループの新たな取引先とするとともに、デバッグ・検証事業の受注体制について、日本、米国、英国、シンガポール、インドの5か国に拡充することを目的としたものであり、体制強化等により家庭用ゲームソフトやスマートフォン向けアプリ・ゲーム等のデバッグ、ローカライズ、ユーザーサポートサービス等についてグローバルでの受注拡大を推進していく方針であります。

なお、上記3社の連結に際しては、当社取得価額と取得時の純資産額との差額相当がのれんとして計上されることとなります。当該のれんについては、今後10年間で償却を想定しておりますが、今後において業績悪化等が生じた場合には

減損が必要となる可能性があり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### 外国人看護師紹介サービスへの参入について

当社グループは、平成24年9月において、株式会社E L Gより同社の外国人看護師にかかる人材紹介事業を譲り受ける旨の契約を締結（譲受価額：60百万円）し、新設子会社であるI M A i d株式会社において、当該分野への参入を計画しております。

当該サービスは、近年の国内医療業界における恒常的な看護師不足を背景として、株式会社E L Gが平成23年後半より展開している事業であり、韓国及び中国の看護大学や現地企業等と提携し、国内の病院等へ看護師人材を紹介することにより手数料を収受する形態であります。I M A i d株式会社は、有料職業紹介事業にかかる許可を取得した上で当該事業を譲受け、事業を開始する予定であります。

当社グループは、今後における当該サービスについて一定の需要拡大が見込まれるものと認識しておりますが、現時点における実績は限定的であることから、受入れる病院側の体制やその需要動向、当該分野における新たな規制又は何らかのトラブルの発生等により、当社グループが想定する事業拡大が図れる保証はありません。

## 2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第3期）の提出日（平成24年4月27日）以後、本有価証券届出書提出日（平成24年10月16日）までの間において、次のとおり臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

当社は、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を平成24年4月27日に関東財務局長に提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成24年4月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金38円

第2号議案 定款一部変更の件

以下のとおり定款を変更するものであります。

現行定款	変更案
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。	(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	33,529	37	0	（注）1	可決（99.04%）
第2号議案	33,576	15	0	（注）2	可決（99.11%）

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成であります。

3．「賛成」、「反対」及び「棄権」には、本総会当日に出席した株主の議決権の一部を含めておりません。

4．「賛成の割合」は、「賛成」を本総会前日までの事前行使分及び本総会当日に出席した株主全員の議決権の数の合計数で除した値であります。なお、小数点第3位以下を四捨五入しております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び本総会当日に出席した株主のうち各決議事項に対する意思表示の内容が確認できなかった一部の株主（大株主及び当社役員含む）が行使した議決権の数の集計により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、それ以上の詳細な集計は行っておりません。

当社は、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成24年10月11日に関東財務局長に提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

- 1 Pole To Win Europe Glasgow, Ltd.の異動

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称	Pole To Win Europe Glasgow, Ltd.
住所	9th Floor, Skypark 1, 8 Elliot Place, Glasgow, G3 8EP, Scotland, United Kingdom
代表者の氏名	Director Deborah Kirkham
資本金	1,547千（ポンド）（平成23年12月31日現在）
事業の内容	Interactive Entertainment事業

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数 異動前： - 異動後： 1,547,189個（うち間接所有分1,547,189個）
当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合 異動前： - 異動後： 100%（うち間接所有分100%）

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由：当社の子会社であるポールトゥウィン株式会社は、平成24年10月10日を株式取得日として、e4e Business Solution (Europe) Limitedを子会社化し、同日付でe4e Business Solution (Europe) Limitedは、Pole To Win Europe Glasgow, Ltd.に商号変更いたしました。同社の資本金の額が、当社の資本金の額の100分の10以上に相当するため、当社の特定子会社に該当することとなりました。

異動の年月日：平成24年10月10日

(注) 株式取得日は平成24年9月21日を予定しておりましたが、株式取得に係る事務手続き等に当初の見込み以上の期間を要したことから、平成24年10月10日に株式取得を完了しております。

## - 2 Pole To Win India, Ltd.の異動

## (1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称	Pole To Win India, Ltd.
住所	4th Floor, No. 17/9B, 17/4B Rupena Agrahara, Hosur Road, Bangalore - 560 068, India
代表者の氏名	Director Natasha Balan
資本金	125,750千? (ルピー) (平成24年3月31日現在)
事業の内容	Interactive Entertainment事業

## (2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数 異動前： - 異動後： 125,750,792個（うち間接所有分125,750,792個）
当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合 異動前： - 異動後： 100%（うち間接所有分100%）

## (3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由：当社の子会社であるポールトゥウィン株式会社は、平成24年10月10日を株式取得日として、e4e Tech Support (India) Private Limitedを子会社化（注）し、同日付でe4e Tech Support (India) Private Limitedは、Pole To Win India, Ltd.に商号変更いたしました。同社の資本金の額が、当社の資本金の額の100分の10以上に相当するため、当社の特定子会社に該当することとなりました。

（注） e4e Tech Support (India) Private Limitedの株式については、125,750,592株を当社子会社であるポールトゥウィン株式会社が、200株を当社子会社であるPole To Win America, Inc.が取得しております。

異動の年月日：平成24年10月10日

（注） 株式取得日は平成24年9月21日を予定していましたが、株式取得に係る事務手続き等に当初の見込み以上の期間を要したことから、平成24年10月10日に株式取得を完了しております。

## - 3 Pole To Win America Hunt Valley, Inc.の異動

## (1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、出資の額及び事業の内容

名称	Pole To Win America Hunt Valley, Inc.
住所	10720 Gilroy Road, Hunt Valley, Maryland USA 21031
代表者の氏名	Officer & CFO Stephen Moseley
出資の額	23,360千US\$（平成23年12月31日現在）
事業の内容	Interactive Entertainment事業

## (2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数 異動前： - 異動後： 1,800千US\$（うち間接所有分1,800千US\$）
当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合 異動前： - 異動後： 100%（うち間接所有分100%）

（注） 「当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数」は出資額を、「当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合」は出資比率をそれぞれ記載しております。

## (3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由： 当社の子会社であるPole To Win America, Inc.は、平成24年10月10日を出資持分の取得日として、e4e Business Solutions USA, LLCを子会社化し、同日付でe4e Business Solutions USA, LLCは、Pole To Win America Hunt Valley, Inc.に商号変更いたしました。同社の出資の額が、当社の資本金の額の100分の10以上に相当するため、当社の特定子会社に該当することとなりました。

異動の年月日： 平成24年10月10日

（注） 出資持分の取得日は平成24年9月21日を予定しておりましたが、出資持分の取得に係る事務手続き等に当初の見込み以上の期間を要したことから、平成24年10月10日に出資持分の取得を完了しております。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第3期)	自 平成23年2月1日 至 平成24年1月31日	平成24年4月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第4期第2四半期)	自 平成24年5月1日 至 平成24年7月31日	平成24年9月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年9月13日

ポルトゥウィン・ピットクルーホールディングス株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 渡邊 浩一郎 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 林 一 樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているポルトゥウィン・ピットクルーホールディングス株式会社の平成24年2月1日から平成25年1月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成24年5月1日から平成24年7月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成24年2月1日から平成24年7月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ポルトゥウィン・ピットクルーホールディングス株式会社及び連結子会社の平成24年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社の連結子会社であるポルトゥウィン株式会社及びPole To Win America, Inc. は、平成24年8月22日開催の取締役会において、e4e Business Solution (Europe) Limited, e4e Tech Support (India) Private Limited及びe4e Business Solutions USA, LLCの株式等を取得し、子会社化することを決議し、同日に株式譲渡契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成23年9月21日

ポルトゥウィン・ピットクルーホールディングス株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 渡邊 浩一郎 印  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 林 一樹 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているポルトゥウィン・ピットクルーホールディングス株式会社の平成22年2月1日から平成23年1月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ポルトゥウィン・ピットクルーホールディングス株式会社及び連結子会社の平成23年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年4月27日

ポルトゥウィン・ピットクルーホールディングス株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 渡邊 浩一郎 印  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 林 一樹 印  
業務執行社員

## &lt; 財務諸表監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているポルトゥウィン・ピットクルーホールディングス株式会社の平成23年2月1日から平成24年1月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ポルトゥウィン・ピットクルーホールディングス株式会社及び連結子会社の平成24年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## &lt; 内部統制監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ポルトゥウィン・ピットクルーホールディングス株式会社の平成24年1月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、ポルトゥウィン・ピットクルーホールディングス株式会社が平成24年1月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成23年9月21日

ポルトゥウィン・ピットクルーホールディングス株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 渡邊 浩一郎 印  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 林 一 樹 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているポルトゥウィン・ピットクルーホールディングス株式会社の平成22年2月1日から平成23年1月31日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ポルトゥウィン・ピットクルーホールディングス株式会社の平成23年1月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成24年4月27日

ポルトゥウィン・ピットクルーホールディングス株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 渡邊 浩一郎 印  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 林 一 樹 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているポルトゥウィン・ピットクルーホールディングス株式会社の平成23年2月1日から平成24年1月31日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ポルトゥウィン・ピットクルーホールディングス株式会社の平成24年1月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。